

宮司・神社職員のための 傷害保険 (傷害総合保険)

団体割引
5%
適用

境外での
奉仕活動中に
交通事故にあった!

清掃活動中に
転んでケガをした!

祭礼準備中に
熱中症になった!

神社活動に関わるケガや事故の不安を解消!

宮司の皆さまの安心!

- 国内・国外を問わず**24時間補償!**
- **政府労災保険の対象外**
となる宮司も安心!
- **ご家族も補償可能!**
- **年齢制限はありません!**※

※本人型①は補償開始時点で満70歳までの方のみご加入いただけます。

神社職員の皆さまの安心!

- 就業中のみに限定した
割安な掛金!
- **通勤中のケガも補償!**
- 名簿の提出が不要で
手続きが簡単!

保険期間

令和6年12月1日午後4時より1年間

応募締切・加入申込

随時中途加入が可能です。毎月15日締切、翌月1日補償開始。

宮司のための傷害保険

傷害総合保険（熱中症危険補償特約セット）

神社の代表である皆さまに万が一のことがあった際の備えとなります。十分な補償が受けられるよう、ぜひご検討ください。
※神職で責任役員の方はこちらにご加入ください。



補償の対象となる場合

業務中/業務外の24時間補償

境内の清掃中に
転んでケガをした



夏場、自宅で熱中症になった



【保険金のお支払例】

※本人型③および夫婦型、家族型に加入の場合
奉務中に転倒し、足を骨折したため、
完治までに入院を2週間し、
その後通院10日のケガを負った

入院日額 5,000円 × 14日間
= 入院保険金 **7万円**
通院日額 2,500円 × 10日間
= 通院保険金 **2.5万円**
合計 **9.5万円**のお支払い！

掛金

宮司ご本人のみの補償をご希望の場合は①の表からプランをお選びください。ご家族も含めた補償をご希望の場合は②の保険料表からプランをお選びください。

※複数の神社でご加入された場合、保険金額は合算されますが、入院保険金(日額)が15,000円を超えるお引き受けはできませんのでご注意ください。

①本人のみの補償 ※本人型①は補償開始時点で満70歳までの方のみご加入いただけます。

②配偶者・ご家族も含めた補償

プラン	本人型				夫婦型		家族型	
	本人型①	本人型②	本人型③	本人型④	夫婦型	家族型	夫婦型	家族型
死亡・後遺障害保険金	3,000万円	1,000万円	500万円	300万円	500万円	500万円	500万円	500万円
入院保険金(日額)	10,000円	7,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
通院保険金(日額)	3,000円	3,000円	2,500円	2,000円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
年間掛金	57,450円	29,130円	19,280円	14,970円	35,430円	67,180円	35,430円	67,180円

●入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりませす。

神社職員のための傷害保険

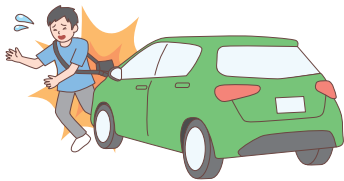
傷害総合保険（準記名式契約特約（全員付保）、
就業中のみの危険補償特約、熱中症危険補償特約セット）

職員の皆さまが奉務中に万が一のことがあった際の備えとなります。職員の皆さまの福利厚生として、ぜひご検討ください。
※神社職員とは…神社と雇用関係がある方(助勤者および短期のアルバイト等は含みません。)



補償の対象となる場合（就業中のみ）

用務で外出中に
交通事故にあった



野外での奉務中に
熱中症に
なった



【保険金のお支払例】

※1コースに加入の場合

お札の頒布中に交通事故にあい
10日間入院した

入院日額 6,000円 × 10日間
= 入院保険金 **6万円**

職員1名あたり
年間8,260円でご加入できます！

掛金

(職員1名あたり)

職員1名あたりの掛金となりますので、下表の掛金に所属の職員数を乗じたものが掛金となります。

※各神社に所属するすべての職員の人数でお申し込みください

プラン	1コース	2コース	3コース	4コース
死亡・後遺障害保険金	1,000万円	500万円	300万円	300万円
入院保険金(日額)	6,000円	4,000円	3,000円	3,000円
通院保険金(日額)	2,000円	2,000円	1,000円	—
年間掛金(1名あたり)	8,260円	5,550円	3,270円	2,130円

●入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりませす。

●事故対応時に補償対象者の確認をいたしますので職員名簿の備え付けをお願いいたします。 ※職員名簿のご提出は不要です

このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

【保険契約者】

神社本庁財政部

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目1番2号
TEL. 03-3379-8011 (代表)
TEL. 03-3379-8015 (直通)
FAX. 03-3379-8299
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

【引受幹事保険会社】

 損害保険ジャパン株式会社
団体・公務開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL. 03-3349-5408
FAX. 03-6388-0162
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

【取扱代理店】

村上代理店（有限会社村上）

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-5-10
TEL. 0120-280-010
FAX. 03-6447-5456
MAIL. office@murakami-hoken.co.jp
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJ24-05367 令和6年8月5日)